

政策Ⅱ-3-(1)-①

1. 政策及び目標等

政策	証券市場の公正性を損ねる証券犯罪及び悪質な市場仲介者の徹底摘発、並びに証券市場における公正な価格形成等の確保
達成すべき目標	事後監視を適正に行うことにより、投資者の信頼を保持し、取引の公正を確保すること（毎年度）
目標設定の考え方及びその根拠	証券取引等監視委員会は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持するため、検査・調査等を実施することを使命としている。 根拠：証券取引法第194条の6第2項及び第3項、第210条等
測定指標	検査・調査等の実施状況 （取引の公正の確保を図り、市場に対する投資者の信頼を保持するためには、その主要分野である以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、これらの施策について設定した指標により評価する。）

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<ol style="list-style-type: none">① 証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施② 不公正取引やディスクロージャー違反の徹底摘発について、厳正な課徴金調査及び有価証券報告書等の検査を実施③ 悪質な市場仲介者の徹底摘発や検査権限範囲の拡大を踏まえた検査の基本方針・計画を策定し、検査を実施④ 証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施
参考指標	<ol style="list-style-type: none">① 犯則事件の告発状況（犯則事件の告発件数）② 課徴金調査及び開示検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数）③ 証券検査の実施状況（検査実施件数、勧告件数）④ 取引審査の実施状況（取引審査実施件数）

3. 政策の内容

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、証券取引及び金融先物取引の公正を確保し、市場に対する投資者の信頼を保持するため、犯則事件の調査、課徴金事件の調査、有価証券報告書等の開示書類の検査、証券会社等に対する検査等を行うことを任務としています。

4. 現状分析及び外部要因

（1）金融システム改革をはじめとする様々な改革の成果やIT技術の進展などを受け

て、インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、ファンド等を使った複雑な取引の増加など、証券市場を取り巻く環境は大きく変化してきています。

- (2) こうした中で、市場監視機能の強化の一環として、平成 17 年 4 月に課徴金制度が導入され、その調査権限が証券監視委に委任されました。また、17 年 7 月には、虚偽の有価証券報告書等提出に係る検査権限が証券監視委に委任されました。さらに、これまでの証券会社等の取引の公正確保に関する検査に加え、財務の健全性等に関する項目が検査対象となったほか、投信・投資顧問業者等に対する検査権限も委任され、また、新たに外国為替証拠金取引を行う業者が金融先物取引業者として検査の対象となるなど、証券監視委の検査範囲が大幅に拡大されました。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 証券犯罪の徹底摘発について、犯則事件の厳正な調査を実施

17 事務年度においては、社会に大きな影響を与えた虚偽の有価証券報告書等の提出、特に監査を担当した公認会計士が深く関与した事例や投資事業組合を利用した偽計等の事例など、証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な犯則事件について合計 11 件の告発を行いました。

【資料 1 平成 17 事務年度告発件数及び告発人数】

(単位：件、人)

区 分	告発件数	告発人数 (法人を含む)
インサイダー取引	5	9
相場操縦	1	1
風説の流布・偽計	1	6
虚偽の有価証券報告書等提出	4	16
合 計	11	32

② 不公正取引やディスクロージャー違反の徹底摘発について、厳正な課徴金調査及び開示検査を実施

17 事務年度においては、インサイダー取引の事案について、金融庁長官等に対し課徴金納付命令の発出を求める勧告を合計 9 件行いました。これを受け、金融庁長官は審判手続開始の決定を行い、同審判手続において、被審人が違反事実及び課徴金の額を認めたため、審判官は課徴金の納付を命ずる旨の決定案を金融庁長官に提出し、これに基づき、金融庁長官は課徴金納付命令の決定を行いました。

また、開示検査については、22 件の検査を実施し、この結果、有価証券報告書

に係る訂正命令の発出に係る勧告を1件行ったほか、検査での指摘に基づく自発的訂正が10件行われました。

【資料2 平成17事務年度課徴金調査事案に係る勧告実施状況】

(単位：件)

区 分	勧告件数
インサイダー取引	9

【資料3 平成17事務年度開示検査実施状況】

(単位：件)

区 分	検査実施件数	勧告件数
有価証券届出書等	3	—
有価証券報告書等	23	1
半期報告書等	18	—
その他	2	—

(注) 同一会社の複数の開示書類を検査対象としている場合があるため、合計数が着手件数を上回ることがある。

③ 悪質な市場仲介者の徹底摘発や検査権限範囲の拡大を踏まえた検査の基本方針・計画を策定し、検査を実施

ア. 効率的かつ効果的な証券検査を実施するため、「平成17事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」を策定しました。

イ. 17事務年度における証券会社等への検査は、合計183社に対して実施し、その結果、有価証券の売買その他の取引に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為や、実勢を反映しない作為的相場を形成させるべき一連の有価証券指数等先物取引をする行為などが認められたため、金融庁長官等に対して行政処分等を求める勧告を合計29件行いました。

【資料4 平成17検査事務年度の検査基本計画】

(単位：社)

区 分	計画件数	摘 要
国内証券会社	90	うち財務局長等が行うもの79社
外国証券会社	10	
登録金融機関	30	うち財務局長等が行うもの24社
投信・投資顧問業者	51	うち財務局長等が行うもの35社
金融先物取引業者	5	うち財務局長等が行うもの5社

(注1) 上記検査に代えて、特別検査を実施することがある。

(注2) 国内証券会社については、上記のほかに、財務局長等が行う支店のみを対象とした検査を21支店実施する。

【資料5 平成17事務年度の検査実施件数】

(単位：法人等)

区 分	検査実施件数
国内証券会社	88
外国証券会社	10
登録金融機関	28
証券仲介業者	1
金融先物取引業者	13
投信・投資顧問業者等	41
自主規制機関	2
合 計	183

ウ. 勧告を行った事例は以下のとおりでした。

(ア) 不公正取引に係る検証

証券会社が、東証株価指数先物取引において、買付注文と売付注文を対当させて、権利の移転を目的としない取引を大量かつ反復継続的に成立させ、実勢を反映しない作為的なTOPIX先物の約定指数を形成させた事例等が認められ、金融庁長官等に行政処分等を求める勧告を10件行いました。

(イ) 投資家保護に係る検証

金融先物取引業者が、受託契約等の締結の要請をしていない一般顧客に対し、訪問又は電話により受託契約等の締結を勧誘する事例等が認められ、金融庁長官等に行政処分等を求める勧告を12件行いました。

(ウ) 財産・経理に係る検証

金融先物取引業者が、業務又は財産の状況に照らし、支払不能に陥るおそれがあり、かつ、委託者等から預託を受けた委託証拠金その他の保証金について自己の固有財産と区分して管理していない事例等が認められ、金融庁長官等に行政処分等を求める勧告を4件行いました。

(エ) その他業務運営に係る検証

投資信託委託業者が、リートの資産の運用において、組み入れ不動産の取得時の審査等を適切に行わず、善良な管理者として注意を持って業務を遂行していない事例等が認められ、金融庁長官等に行政処分等を求める勧告を9件行いました。

(注) 1件の勧告で複数の法令違反等の指摘を行う場合があるため、合計勧告件数とは一致

しない。

④ 証券市場における公正な価格形成等の確保について、不審な取引に対する迅速な審査を実施

ア. 日常的な市場監視においては、不公正な取引の疑いのある事例やインターネットを通じた風説の流布等について幅広く監視を行うほか、市場取引の適正な執行についても関心を持ち、問題が把握された事案については担当部門に情報提供し、一層の究明を行っています。

イ. また、法令違反行為発見の端緒として一般からの情報提供は重要であることから、証券監視委のホームページ上での情報の受付、ポスターの掲示や政府広報による情報提供の呼びかけ等を行い、幅広く情報提供を求めています。

【資料6 取引審査実施件数】

(単位：件)

区 分	審査実施件数
価格形成	169
インサイダー取引	693
その他	13
合 計	875

【資料7 情報の受付状況】

(単位：件)

	13年7月 ～ 14年6月	14年7月 ～ 15年6月	15年7月 ～ 16年6月	16年7月 ～ 17年6月	17年7月 ～ 18年6月
インターネット	1,282	1,804	2,061	3,251	5,815
電 話	408	749	616	787	1,022
文 書	291	290	287	408	377
来 訪	58	50	75	80	73
財務局等から回付	142	163	178	143	239
合 計	2,181	3,056	3,217	4,669	7,526

⑤ 市場監視体制の強化

証券監視委の市場監視体制を強化するため、18年度には、従来の2課体制から5課体制に再編しています。

また、的確な市場監視及び職員の専門性向上の観点から、裁判官、検事及び弁

護士といった法曹関係者並びに公認会計士、デリバティブ専門家及びシステム専門家などの民間専門家を多数登用しています（18年6月末現在で91人在籍）。

（2）評価

検査・調査等の実施状況

証券監視委においては、取引の公正の確保と市場に対する投資者の信頼を保持することを使命とし、特に個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標として任務の遂行に取り組んできました。

- ① 犯則事件の調査については、16事務年度に引き続き合計で11件（32人）の告発を行いました。いずれも証券市場の信頼を揺るがす重大・悪質な事案でしたが、特に社会的に影響を与えたものとして、カネボウ㈱に係る虚偽の有価証券報告書の提出、㈱ライブドアマーケティング株式に係る風説の流布及び偽計、㈱ライブドアに係る虚偽の有価証券報告書の提出、㈱ニッポン放送株に係るインサイダー取引について告発を行うなど、証券監視委における重要な責務である犯則事件の調査を確実に果たしてきていると考えています。これらの調査・告発は、証券市場における不公正な取引を未然に防止するための直接的な抑止力としても機能しているものと考えています。
- ② 課徴金調査については、インサイダー取引事案について9件の勧告を行いました。これらの調査・勧告は、重大・悪質な事件でなくとも厳正な対応を行うことにより、違反行為の抑止を図り、規制の実効性の確保に寄与しているものと考えています。
- ③ 開示検査については、検査権限が委任された17年7月以降、開示書類提出義務者に対して22件の検査を実施しました。その結果、有価証券報告書の訂正報告書の提出命令の発出を求める勧告を1件行ったほか、検査での指摘に基づく自発的訂正が10件行われ、開示書類の適正性の確保に寄与しているものと考えています。
- ④ 証券検査については、検査計画に基づき、証券会社等183社に対して実施しました。特に、外国為替証拠金取引業者に対し重点的に検査を実施したところ、不招請勧誘等の投資勧誘の状況に関し複数の法令違反行為が認められ、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を行いました。また、財務の健全性等の検査や、投資信託委託業者及び投資顧問業者等の新たな検査権限についても、検査の結果、金融先物取引業者の債務超過の状況や委託証拠金を区分管理していない等の問題や、投資信託委託業者の資産運用における善管注意義務違反等を把握し、金融庁長官等に行政処分を求める勧告を行いました。17事務年度の証券検査においては、個人投資家の保護に全力を尽くすことを最大の目標としており、これらの検査や勧告は、投資者保護や市場の公正性、透明性の向上に寄与しているものと考えています。

⑤ 取引審査については、不公正な取引の疑いのある事例について合計 875 件の審査を実施し、問題が把握された事例については、その内容に応じ、犯則事件の調査、課徴金調査及び証券会社等の検査に活用しています。こうした証券市場に対する日常的な市場監視は、不公正な取引を未然に防止するための直接的又は間接的な抑止力としても機能しているものと考えています。

以上を踏まえれば、17 事務年度における証券監視委の活動は、取引の公正の確保及び証券市場等における投資者の保護に寄与しているものと考えています。

6. 今後の課題

(1) 昨年来、経済情勢は回復基調を示しており、それに伴い証券市場は活況を呈してきているところです。この間、インターネット取引やクロスボーダー取引の増加、相次ぐ投資ファンド等を使った複雑な取引の増加など証券市場を巡る環境は大きく変化してきています。特に、いわゆる投資ファンド関連の不公正取引や虚偽の有価証券報告書等の提出について監査を担当した公認会計士が深く関与した事例など、社会的に強く関心を集め、マスメディアにより広く国民に報道される出来事が多く見られ、市場監視体制のあり方を巡っても様々な議論がなされています。

また、IT 技術の進展や市場における競争効果も相まって、販売チャネルの拡充や投資サービスの多様化、新商品や新たな取引形態の出現など、幅広い投資家の参加を促す市場環境の整備が進展しているところです。

加えて、第 164 回通常国会において、幅広い金融商品についての包括的・横断的な制度の整備を図るとともに、商品ファンド販売業者等に対する検査権限が拡大され、また、公開買付制度や大量保有報告書制度その他の開示書類に関する制度の整備等を行うため、証券取引法を改組して金融商品取引法とする等の法改正が行われたところであり、市場監視において期待される証券監視委の役割は、益々大きくなっています。今後の実施ルール等の作成に当たっては、効果的なエンフォースメントの実施に向け、金融庁や自主規制機関との緊密な連携を図っていく必要があると考えています。

(2) 証券監視委としては、与えられた責務を着実に果たすため、必要な人員の確保を含む更なる監視体制の充実を図り、急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、犯則事件の調査、課徴金調査、開示検査、証券会社等に対する検査等を実施していくことが不可欠であると考えています。

以上を踏まえ、19 年度において、証券監視委の体制の充実・強化を図るための予算・機構定員要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏ま

え、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（急速に変貌する証券市場の様々な動きに迅速かつ的確に対応し、取引の公正の確保及び証券市場に対する投資者の信頼を保持するため、市場監視の徹底及び体制の更なる充実・強化等）を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 告発事件の概要一覧表
- ・ 検査実施状況一覧表
- ・ 取引審査実施状況
- ・ 情報の受付状況

10. 担当部局

証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室